

特別教育・安全衛生教育のご案内

特別教育				
コース名	時間(H)	日数	受講料(円)	合計(円)(税込)
小型車両系建設機(3t未満)	13	2	13,950	15,000
ローラー(無制限)	10	2	13,950	15,000
5t未満クレーン(ホイスト等)	13	2	13,500	15,000
アーク溶接の業務	21	3	20,950	22,000
チェーンソー(70cm未満)	13	2	13,950	15,000
ウインチ(巻上げ機)	10	2	13,950	15,000
研削といし取替(自由研削)	6	1	8,950	10,000
粉じん作業	4.5	1	9,370	10,000

安全衛生教育				
コース名	時間(H)	日数	受講料(円)	合計(円)(税込)
職長・安全衛生責任者教育	14	2	15,900	18,000
刈払機取扱い作業	6	1	8,950	10,000
振動工具取扱い作業	4	1	8,800	10,000
丸のこ等取扱い作業	4	1	8,000	9,000

留意事項

- 【1】お申込み ●空き状況を確認・予約の上、受講申込書を受講前にFAXして下さい(受講票の返信をもって予約完了とします)。
●各コース共**18歳以上の年齢制限**があります(18歳以上であれば女性の方も受講できます)。
●お申込みの締め切りは受講開始日より3日前又は定員になりしだい。
- 【2】受講当日 ●**午前8時00分までにご来所下さい。**(講習開始後の遅刻・早退・欠席は不合格(失格)となりますのでご注意ください。なお、受講料は返金いたしません。)
- 【3】持参いただくもの (1)受講申込書: 受講資格に自動車運転免許証、技能講習修了証が必要な場合そのコピーを、必要で無い場合は身分証明書(自動車運転免許証等)のコピーを貼付して下さい。(IC化された自動車運転免許証をお持ちの方は本籍確認出来るものも必要になります)
注 修正液等での訂正は不可です。
※ 証明写真は当日撮影となりますので不要です。
※ 窓口、郵送で受講申込書原紙を提出されている方は不要です。
(2)受講料: 受講当日現金でお支払い下さい。
銀行振込をご希望の方は3日前までにお振込下さい(詳しくはお問い合わせ下さい)。
(3)その他: 受講票・筆記用具(ボールペン、鉛筆、消しゴム)・印鑑、実技の服装は作業がしやすいもの。
- 【4】修了証交付 ●修了試験(学科及び実技)を行い、合格された方に修了証を交付いたします。
- 【5】その他 (1)御希望により技能資格証を1,500円で作成しております(再交付時に大変立ちます)。
(2)当センター発行の修了証は1枚に統合できる場合がありますので、ご希望の方は受付時お申し出下さい(お持ちの修了証をご持参下さい)。
(3)昼食 お弁当の販売有
- 【6】宿泊のご案内 ●ホテルルートインコート藤岡(車で10分) TEL 0274-42-1001
●ホテルサンコー(車で20分) TEL 027-326-3570
●セントラルホテル高崎(車で20分) TEL 027-321-7000
●あびす屋旅館(徒歩15分) TEL 027-346-7507

助成金制度をご利用になればこんなにお得です!

【助成金制度とは?】

この制度は、中小建設業の事業主の方が従業員の教育訓練・実技講習をした場合に、その受講料の一部と、その講習に要した日当の一部を事業主の方に、各都道府県の労働局から助成金が支給される建設業のみに適用される制度です。

【助成金を受けることの出来る中小建設業とは?】

- ①雇用保険の保険料率が18.5/1,000であること
- ②資本金が3億円以下又は従業員300人以下の建設業であること
- ③受講者が雇用保険の被保険者であること

種別	助成額	助成金適用講習コース	利用方法
経費助成	受講料非課税額の70%	・車両系建設機械(整地等) ・高所作業車 ・小型移動式クレーン	①受講予約時に助成金利用の旨を伝える ②助成金書類を取寄せる(教室で準備しています) ③受講日までに必要書類を教室へ提出 ④受講後、各都道府県の労働局へ支給申請手続き ⑤決定通知後指定口座へ受給
賃金助成	受講日数分の日当の一部 7,000円/日 ※休日受講の場合、休日出勤取扱いにより支給額が変わる場合があります。	・玉掛け ・不整地運搬車 ・ガス溶接	

※助成金額は年度により変わることがあります。

★更に詳しい内容につきましては、各都道府県の労働局職業安定部へお問合わせいただくか、ホームページをご確認下さい。

教育訓練給付制度をご利用になれば20%支給されます

【教育訓練給付制度とは?】

働く人達の自発的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と就職の促進を図る目的で設けられた教育訓練に関する給付制度です。

【給付制度の支給対象者とは?】

- ①雇用保険の被保険者であった期間が3年以上の方。(ただし、初回に限り雇用保険の被保険者であった期間が1年以上の方)
- ②被保険者でなくなった後、1年以内に受講される方。
- ③給付を受けられた方は、3年以内は対象外です。

【対象講座】 1 フォークリフト31Hコース 2 小型移動式クレーン20Hコース 3 車両系建設機械38Hコース

ハローワーク

- 1.「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記載し提出して下さい。
- 2.「教育訓練給付金支給要件回答書」により、照会結果を確認して下さい。

コマツ教室で

- 1.受講コース・日程を決めて、受講申込みをして下さい。
- 2.指定コースの全科目を日程どおりに受講して下さい(1年以内)。
- 3.「教育訓練修了証明書」を発行いたします。

ハローワークへ

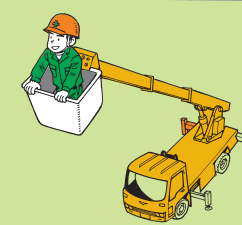
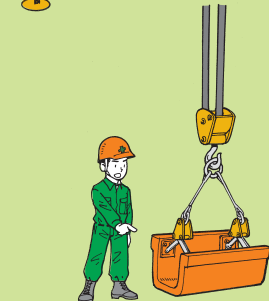
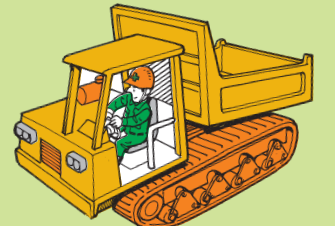
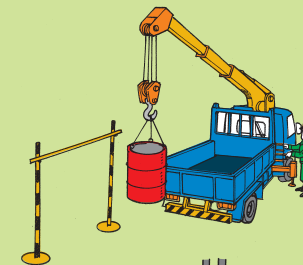
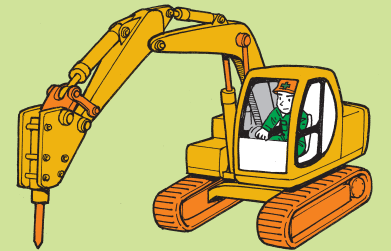
次の書類を全て添付し、給付金の申請を行って下さい。(受講修了日から1ヶ月以内)
○教育訓練給付金支給申請書○教育訓練修了証明書○領収書○本人・住所確認書(運転免許証、住民票の写し等)○雇用保険被保険者証

KOMATSU

講習のご案内

【平成24年4月~平成24年9月】

資格を取るう!



コマツ教室所 群馬

検索

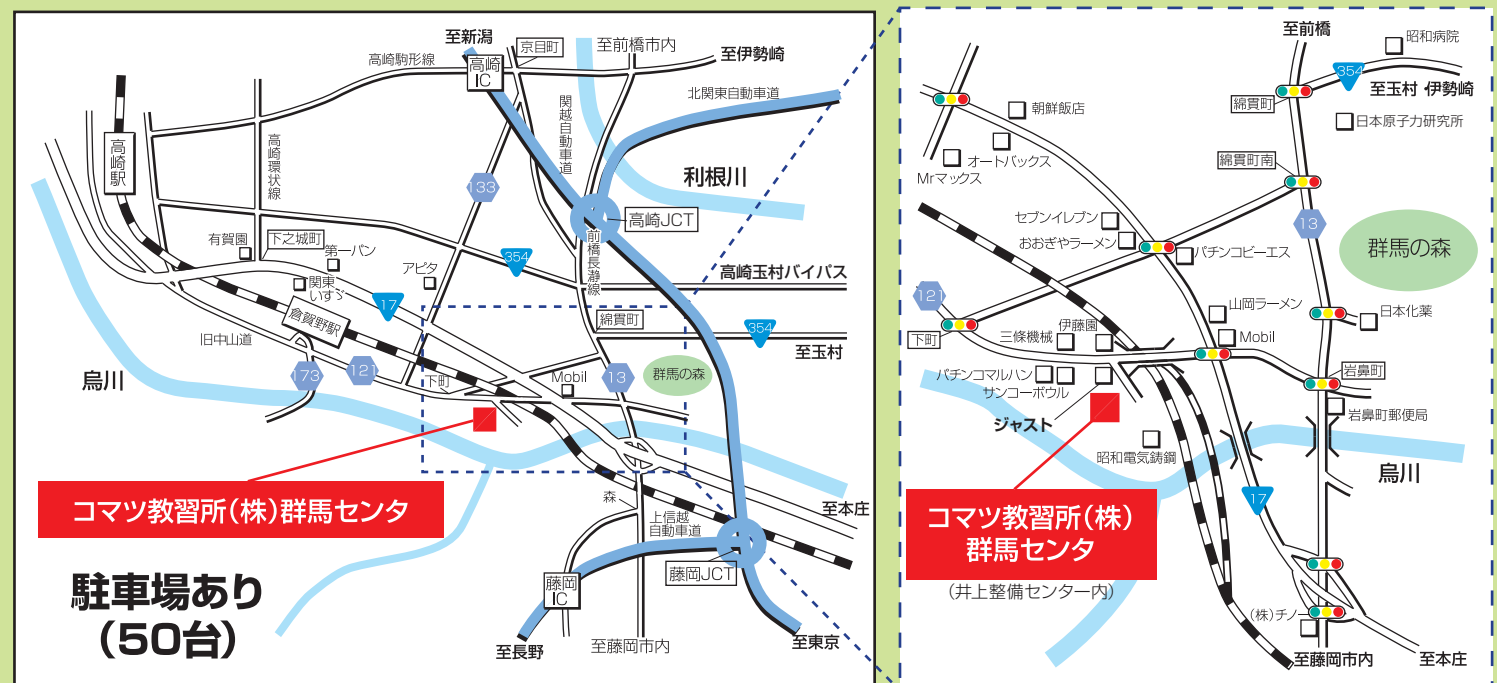
<http://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/gunma/>

【群馬労働局長登録教育機関】

コマツ教室所株式会社 群馬センター

〒370-1201 群馬県高崎市倉賀野町3369番地
TEL 027-350-5356 FAX 027-350-5357

《経路》①JR高崎線「倉賀野駅」から徒歩で約20分(下図参照)。②JR高崎線「高崎駅」からタクシーで約20分。③車…上信越自動車道「藤岡IC」より約10分(下図参照)。



※特別教育・安全衛生教育については、最終(左)ページ参照

